札幌市健康づくりセンターからのお知らせ

平成２６年４月１日から検査･測定は中央健康づくりセンターへ

現在、中央健康づくりセンター・西健康づくりセンターにて健康度測定・健康体力測定等を実施しておりますが、平成２６年４月１日から検査・測定は、医師を配置している中央健康づくりセンターのみの実施となります。

なお、中央健康づくりセンターで実施した検査・測定結果に基づき、西・東健康づくりセンターにて運動メニューの作成・個別運動指導を受け、個々の健康状態に合わせた運動を継続していただけます。

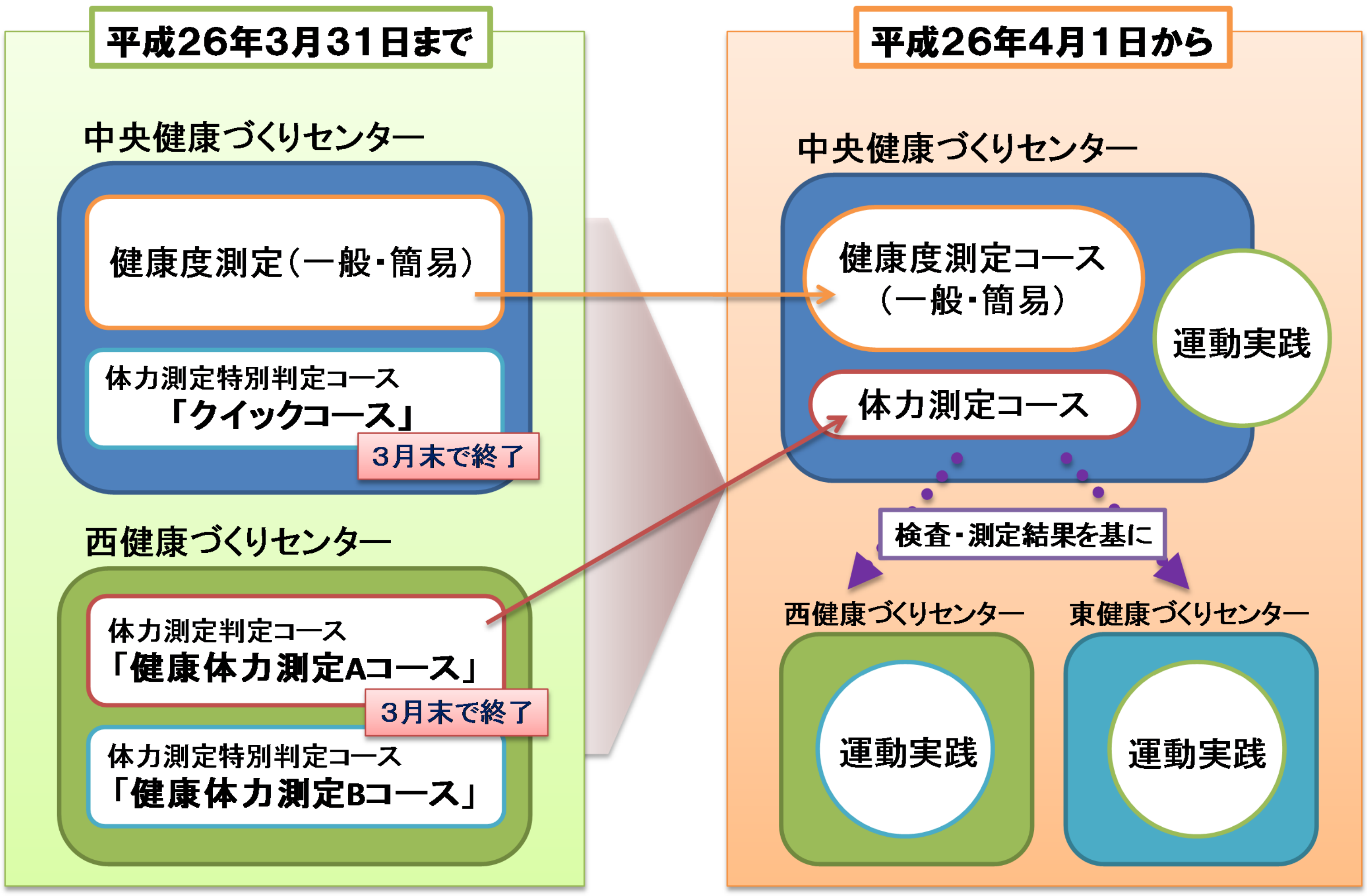

平成２６年４月１日から利用料金がかかります

東
センター

札幌市東健康づくりセンターは現在、無料で施設をご利用いただいておりますが、平成２２年度の市民評価を受けて事業を見直した結果、平成２６年４月１日から、施設の利用料金をいただくこととなりました。平成２６年４月１日からの利用料金は下記のとおりとなります。

＜健康づくりセンター料金表＞

		中央・西健康づくりセンター	東健康づくりセンター
通常料金	１人１回につき	３９０円	２００円
	回数券６枚つづり	１，９５０円	１，０００円
減額後の料金	１人１回につき	２００円	１００円

※利用料金の減額について

一定の条件を満たした方が健康度測定コース（中央健康づくりセンターで実施）を受けると、通常料金が免除または減額になります。

減免制度の詳細につきましては、裏面「運動フロア利用料金の減免制度変更について」をご覧ください。

■ 運動フロア利用料金の減免制度変更について

札幌市健康づくりセンターは、健康度測定コースまたは健康体力測定Ｂコースを受けた方は利用料金が減額または免除となっていましたが、減免制度が適用となる範囲が平成２６年４月１日から下記のとおり変更となります。

減免制度	変 更 前 (平成２６年３月３１日まで)	変 更 後 (平成２６年４月１日から)	
免除または減額に必要な検査・測定	＜中央健康づくりセンター＞ ●健康度測定コース （一般・簡易・クイック） ＜西健康づくりセンター＞ ●健康体力測定Bコース	＜中央健康づくりセンター＞ ●健康度測定コース（一般・簡易）	
対象となる方	上記の検査・測定を受けた方	上記の検査・測定を受けた方で、下記の項目に該当する方	確認書類※１
		１　生活習慣病発症予防対象者 （健康診査の結果が特定保健指導の基準に該当する方）※２	健康診査の結果※３
		２　生活習慣病重症化予防対象者及び治療終了者 （生活習慣病で治療中の方、生活習慣病の治療を終えた方）	診療情報提供書、その他治療中であることを証明するもの(医師の診断書等)
		３　要介護・要支援予防対象者 （要介護状態となるおそれの高い方）	生活機能チェックリスト
		４　要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証
		５　障がい者	身体障害者手帳、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
利用料金	＜初回＞ ●受診後の６か月間は免除 その後６か月間は１回200円 ＜2回目以降＞ ●受診後の1年間1回200円	＜初回＞ ●受診後の６か月間は免除 その後６か月間は１回２００円（東センターは１００円） ＜2回目以降＞ ●受診後の1年間1回２００円（東センターは１００円）	

※１　健康度測定を受ける際は、確認書類を持参してください。
※２　特定健康診査を受診しない40歳未満の方でも、基準に該当すれば減免の対象となります。
※３　健康度測定コースの結果が基準に該当した方は、その結果を確認書類とします。

■現在の減免制度の適用期間について

変更後の制度では減免制度の対象とならない方でも、今年度中に健康度測定コースまたは健康体力測定Ｂコースを受けた方については、その受診日から１年間の期間に限り、現行の制度を適用いたします。

また、平成２６年３月３１日までに健康度測定等を受けることができない場合でも、３月中に「**健康度測定**(一般・簡易)」を予約された方につきましては、平成２７年３月３１日までの期間に限り、現行の制度を適用いたします。

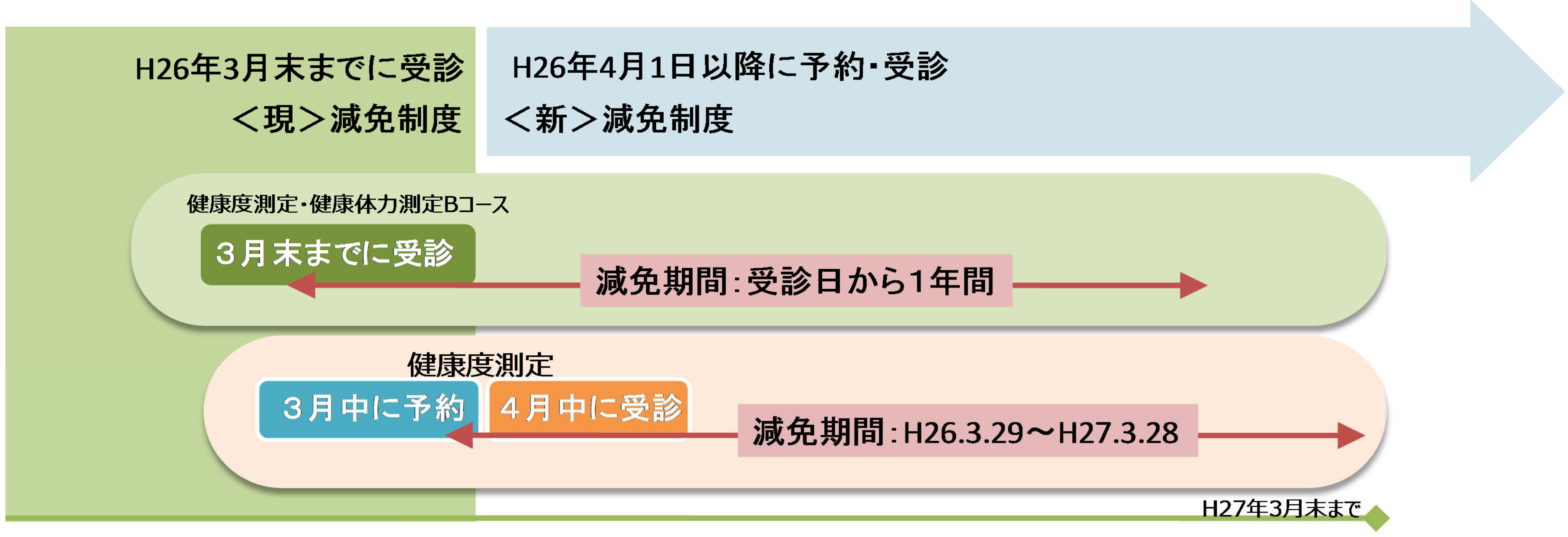

札幌市健康づくりセンター指定管理者
一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団

＜お問い合わせ＞
●中央健康づくりセンター　℡562−8700
●西健康づくりセンター　℡618−8700